

注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

ただし、取得価格が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

② 無形固定資産

取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のないもの 取得原価

② 出資金

ア 市場価格のないもの 出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ア 建物 8 年～50 年

イ 工作物 6 年～60 年

ウ 物品 2 年～31 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から茨城県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、茨城県市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち当市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当事項ありません。

(2) 表示方法の変更

該当事項ありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当事項ありません。

3. 重要な後発事象

該当事項ありません。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引 当金計上額	貸借対照表 未計上額	
茨城県信用保証協会	- 千円	-千円	712,309 千円	712,309 千円
計	- 千円	-千円	712,309 千円	712,309 千円

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 -%

連結実質赤字比率 -%

実質公債費比率 9.5%

将来負担比率 53.6%

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額 1,061,320 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

すべての普通財産

イ 内訳

事業用資産 1,222,957 千円 (1,222,957 千円)

土地 1,197,549 千円 (1,197,549 千円)

建物 25,408 千円 (25,408 千円)

インフラ資産 1 千円 (1 千円)

土地 1 千円 (1 千円)

令和2年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の()内の金額は貸借対照表における簿価を記載しています。

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 9,458,610 千円

③ 地方公共団体健全化法に基づいた算定要素内容

標準財政規模 7,386,314 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 1,301,042 千円

将来負担額 20,613,232 千円

充当可能基金額 3,882,492 千円

特定財源見込額 121,551 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 13,345,686 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

△131,577 千円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支 △345,838 千円

投資活動収入の国県等補助金収入 253,827 千円

未収債権の増減額 689,684 千円

減価償却費 △1,710,662 千円

退職手当引当金の増減額 △106,862 千円

賞与等引当金の増減額 1,089 千円

徴収不能引当金の増減額 986 千円

損失補償等引当金の増減額 3,300 千円

固定資産除売却損益 △35,111 千円

純資産変動計算書の本年度差額 △1,249,587 千円

③ 一時借入金

一時借入金の借入はありません。なお、一時借入金の限度額は 1,000,000 千円です。